

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

平成 26年 6月 27日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 大阪府大阪市中央区城見2丁目2-22

氏 名 鹿島道路株式会社関西支店
執行役員支店長 下垣内 勉

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6910-3707

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島道路株式会社 関西支店
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区城見2丁目2-22
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業（0600）
②事業の規模	7,448百万円
③従業員数	114人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類（コンクリート塊） →再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 木くず →再生処理業者に委託してチップ（合材用、燃料用）として再資源化 ・道路建設工事（舗装工事）がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
	排 出 量	4104.69 t	21 t
	(これまでに実施した取組) 個々の工事の特性を勘案し、産業廃棄物処理計画を策定し発生抑制に努めてきた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
	排 出 量	500 t	2 t
	(今後実施する予定の取組) 上記産業廃棄物処理計画策定に際しては、資機材の納入を含めて総合的に取り組むように指導を強化する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を徹底し、建設混合廃棄物の減量に努める。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類 (石綿含有)	廃石綿等		
15 t	1.08 t	t	t

②計画

がれき類 (石綿含有)	廃石綿等		
0 t	0 t	t	1 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—— t	—— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—— t	—— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—— t	—— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—— t	—— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—— t	—— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—— t	—— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
	全処理委託量	4104.69 t	21 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4104.69 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

—	—	—	—
— t	— t	— t	— t

②計画

—	—	—	—
— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類（石綿含有）	廃石綿等		
15 t	1.08 t	— t	— t
t	t	— t	— t
t	t	— t	— t
t	t	— t	— t
t	t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

—	—	—	—
— t	— t	— t	— t

②計画

—	—	—	—
— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
	全処理委託量	500 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	10 t
	再生利用業者への処理委託量	500 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 			
※事務処理欄			

②計画

がれき類 (石綿含有)	廃石綿等		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

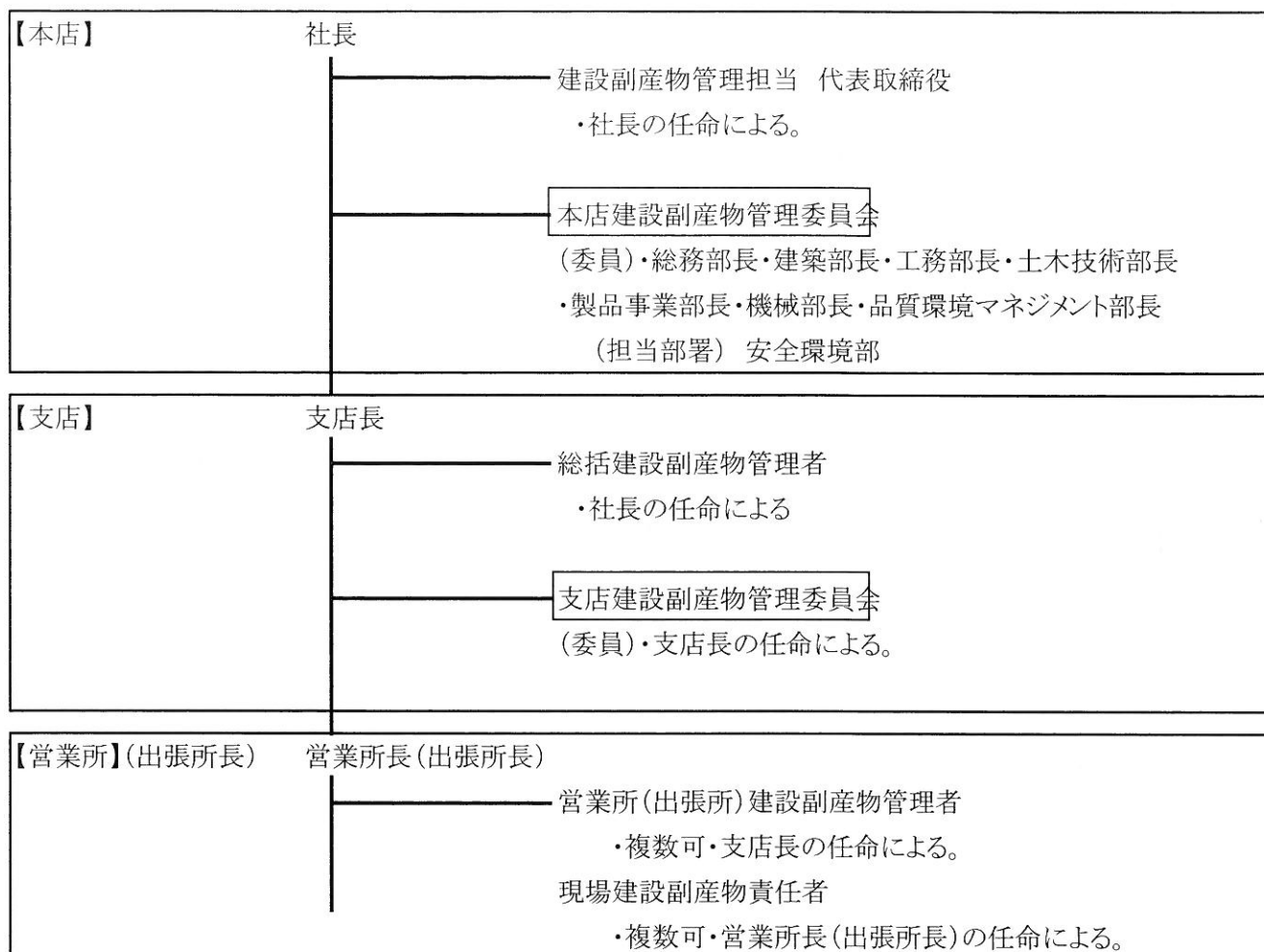
②計画

t	t	t	_____ t
t	t	t	_____ t
t	t	t	_____ t
t	t	t	_____ t
t	t	t	_____ t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(1) 建設副産物管理体制組織図



(2) 管理者・責任者と職務

管理者・責任者	任命者	職務
支店 総括建設副産物 管理者	社長	1.建設副産物管理に関する現場指導、教育 2.建設副産物管理に関する建設廃棄物処理業者の選定と 委託契約の締結に関する指導 3.建設副産物管理に関する営業所計画及び実績集計と 記録の保存 4.支店建設副産物管理委員会の運営
営業所(出張所) 建設副産物管理者	支店長	1.建設副産物管理に関する現場指導、教育 2.建設副産物管理に関する建設廃棄物処理業者の選定 と委託契約の締結及び指導 3.建設副産物管理に関する工事現場計画及び実績集計と 記録の保存
建設副産物責任者	営業所長 (出張所長)	1.建設副産物管理に関する工事の建設廃棄物処理計画の 作成及び実績の確認、記録と報告 2.建設副産物管理に関する工事の再生資源利用(促進) 計画の作成及び実績の確認、記録と報告